

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱

制定 令和2年3月31日

改正 令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（令和元年栃木県条例第9号。以下「条例」という。）及び同施行規則（令和2年栃木県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(種苗生産等計画策定者の役割)

第2条 種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給が図られるよう、種苗事業者と必要な調整を行うとともに、種苗事業者及び種苗生産者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(種苗生産等計画の協議等)

第3条 規則第4条第1項の様式は、種苗生産等計画協議書（別記様式第1号）によるものとする。

2 前項の様式の提出の期日は、別に定める。

3 種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、次の事項を勘案し、種苗事業者と調整を図った上で、第1項の協議書を作成するものとする。

- (1) 県及び原種苗等生産者が供給する原種苗等の数量
- (2) 県及び農業団体等が農作物ごとの生産振興に関して別に定めた方針等
- (3) 特定農作物の種苗の生産に関する種苗事業者の意見

4 規則第4条第2項の規定による通知は、種苗生産等計画協議結果通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(種苗生産契約)

第4条 種苗事業者は、条例第5条第1項の種苗生産契約に、種苗を生産する農作物の種類、品種名、種苗の生産数量及び種苗の生産に関して遵守すべき事項を定めるものとする。

(ほ場の選定並びにほ場及び生産物の確認)

第5条 条例第5条第2項の規定によるほ場の選定並びにほ場及び生産物の確認は、種苗法第61条第1項の規定により定められた基準（同項に規定する指定種苗の生産及び調整に係るものに限る。）又は種苗生産契約に基づいて行うものとする。

2 種苗事業者は、前項のほ場の選定並びにほ場及び生産物の確認に関し、県から指導及び助言を受けることができる。

(確認の結果を証する書類)

第6条 種苗事業者（稲、大麦、小麦及び大豆に限る。）は、前条第1項に基づくほ場及び生産物の確認により、種苗生産者が種苗の生産を適切に行っていること及び生産された種苗が優良な種苗であることを確認し、かつ、種苗生産者から要請があった場合には、その旨を証する書類を自ら作成し交付するものとする。

(奨励品種の指定の対象)

第7条 条例第7条のいちごその他の園芸作物は、いちご、なし、うど、あじさい、りんどう及びにらとする。

(奨励品種の指定の基準)

第8条 条例第7条の奨励品種の指定は、次に掲げる事項の全てに適合すると認められるものについて行うものとする。

- (1) 収量、品質その他栽培上の特性に優れていること
- (2) 県内への普及が見込まれる又は普及していること

(奨励品種意見聴取会)

第9条 知事は、規則第五条に規定に基づき、奨励品種の指定又は当該指定の解除に関し、関係者から意見を聴くための意見聴取会を設置するものとする。

2 前項の意見聴取会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(奨励品種の指定の解除)

第10条 知事は、奨励品種が次に掲げる事項のいずれかに適合すると認めるときは、当該指定を解除することができる。

- (1) 新たな奨励品種によって代替が可能であること
- (2) 今後の需要が見込まれないこと
- (3) 作付面積が著しく減少し、今後も増加の見込みがないこと
- (4) その他当該指定を解除すべき事由があること

(原種苗等の生産計画)

第11条 知事は、条例第8条第1項による原種苗等の生産に当たり特定農作物の原種苗等の生産の計画を策定し、原種苗等生産等計画通知書（別記様式第3号）により、種苗生産等計画策定者に通知するものとする。

(原種苗等生産者の申請)

第12条 条例第8条第2項の規定による指定の申請は、原種苗等生産申請書（別記様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の規定は、原種苗等生産者の指定の変更について準用する。

(原種苗等生産者の基準)

第13条 条例第8条第2項の原種苗等生産者の指定は、次に掲げる事項の全てに適合すると認められるものについて行うものとする。

- (1) 当該奨励品種の原種苗等の生産に関し十分な生産技術を有していること。
- (2) 当該奨励品種の原種苗等の生産に関する管理者を有するとともに、適正に原種苗等の生産を行うことができる人員体制を有すること。
- (3) 当該奨励品種の原種苗等の生産に必要なほ場、機械及び施設を有すること。
- (4) 当該奨励品種の原種苗等を低廉に供給することができること。

(5) 当該奨励品種の原種苗等の生産及び供給を継続的に行うことができること。

(原種苗等生産者の申請の審査)

第14条 知事は、原種苗等生産者の指定に当たって、第12条第1項の申請書類及び現地調査等により原種苗等の生産能力等を審査するものとする。

(原種苗等の生産に関する意見聴取会)

第15条 知事は、規則第5条に基づき、原種苗等生産者の指定又は当該指定の変更若しくは解除に関し、関係者から意見を聴くための意見聴取会を設置するものとする。

2 前項の意見聴取会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(原種苗等生産者の指定の解除)

第16条 知事は、原種苗等生産者が次に掲げる事項のいずれかに適合した場合は、当該指定を解除することができる。

(1) 適切に原種苗等の生産ができていないと認められた場合

(2) 第12条第1項の申請に当たって事実と異なる申請をしたことが判明した場合

(原種苗等生産者が原種苗等を生産するほ場及び生産物の確認)

第17条 知事は、条例第8条第2項の規定による原種苗等生産者が行う特定農作物の原種苗等の生産に関し、ほ場及び生産物の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の確認の結果、別に定める基準に適合すると認めるときは、栃木県生産物等確認証明書（別記様式第5号）を交付するものとする。

(会議の設置等)

第18条 知事は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策の推進に資するため、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者、有識者その他関係者で構成する会議を設置し、意見を聴くものとする。

2 前項の会議の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(指導及び助言)

第19条 知事は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者及び原種苗等生産者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年度いちご（稲、大麦、小麦、大豆）種苗生産等計画協議書

栃木県知事 様

種苗生産等計画策定者の名称及び代表者氏名

このことについて、下記のとおり種苗生産等計画を策定（変更）したいので、栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例第4条第2項の規定により協議願います。

記

(いちごの場合)

1 無病苗増殖基地用親株

品種名	年産生産計画				備考
	原種苗導入本数 (本)	無病苗増殖基地用 親株増殖本数 (本)	増殖見込倍率 (%)	需要見込本数 (本)	

<前年度の実績>

品種名	年産生産実績				備考
	原種苗導入 本数 (本)	無病苗増殖基地用 親株増殖本数 (本)	増殖倍率 (%)	需要本数 (本)	

2 一般生産者用親株

品種名	年産生産計画					次年産希望本数		備考
	無病苗増殖 基地用親株 導入本数 (本)	一般生産 者用親株 増殖本数 (本)	増殖見込 倍率 (本)	需要見込 本数 (本)	作付見込 面積 (ha)	無病苗増殖 基地用親株 導入希望数 (本)	需要見込 本数(本)	

※種苗事業者ごとの一般生産者用親株増殖本数及び作付見込面積を確認できる資料を添付すること

<前年度の実績>

品種名	年産生産計画					備考
	無病苗増殖基地用 親株導入本数 (本)	一般生産者用親株 増殖本数 (本)	増殖倍率 (%)	需要本数 (本)	作付(見込) 面積 (ha)	

(稲、大麦、小麦、大豆の場合)

農作物の種類	品種名	年産生産計画		前年度からの備蓄数量 (kg)	県外からの移入数量 (kg)	次年度の供給予定数量 (kg)	次年度の供給予定数量からの作付見込面積 (ha)	次年度の需要見込数量 (kg)	備蓄計画数量 (kg)	備考
		面積 (a)	数量 (kg)							

※種苗事業者ごとの面積及び数量を確認できる資料を添付すること

※次年度の需要見込数量を確認できる資料を添付すること

<前年度の実績>

農作物の種類	品種名	年産生産実績		前々年度からの備蓄数量 (kg)	県外からの移入数量 (kg)	供給数量 (kg)	移出数量 (kg)	備蓄した数量 (kg)	備考
		面積 (a)	数量 (kg)						

<参考 県外に供給する種苗の生産に関する計画>

農作物の種類	品種名	年産生産計画		次年度の供給予定数量 (kg)	供給先の都道府県	備考
		面積 (a)	数量 (kg)			

年度いちご（稲、大麦、小麦、大豆）種苗生産等計画協議結果通知書

種苗生産等計画策定者の名称及び代表者氏名 様

栃木県知事

年 月 日付け第 号の 年度いちご（稲、大麦、小麦、大豆）種苗生産等計画策定協議書により協議のあった種苗生産等計画については、同意（不同意）しますので、栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

（不同意の場合のみ記載すること）

なお、不同意の理由及び協議書の再提出の期日は、下記のとおりですので、再度協議願います。

記

- 1 不同意の理由
- 2 協議書の再提出期日

原種苗等生産（変更）申請書

栃木県知事 様

名称及び代表者氏名

このことについて、下記のとおり原種苗（原原種苗）を生産したいので、栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱第12条第1項（第2項）の規定により申請します。

記

農作物の種類	奨励品種名

※変更の場合は、変更前を（ ）で記載すること

<添付資料>

- (1) 定款又はこれに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の事業内容を明らかにすることができる書類及び収支決算書
- (3) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 当該奨励品種の原種苗等の生産に必要なほ場等の図面
- (5) 所有する機械及び施設の一覧
- (6) 当該奨励品種の原種苗等の生産及び販売計画
- (7) その他知事が必要と認める書類

年産いちご（稲、大麦、小麦、大豆）栃木県生産物等確認証明書

原種苗等生産者の名称及び代表者氏名 様

栃木県農業試験場長 印

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱第17条第1項により原種苗等を生産するほ場及び生産物の確認を行った結果について、下記のとおり証明します。

記

農作物の種類	奨励品種名	原原種苗・原種苗の別	別に定める基準に適合していると認められたものの数量	備考
			本 (kg)	